

千葉市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則、千葉市消防立入検査証規則の一部を改正する規則、千葉市消防局組織規則の一部を改正する規則及び千葉市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月15日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第 1 2 号

千葉県消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

千葉県消防団の組織等に関する規則（昭和 5 1 年千葉県規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「及び団員」を「、団員及び機能別団員」に改め、同項の表に次のように加える。

機能別団員	団員
-------	----

第 5 条第 1 項中「及び本部副団長」を「、本部副団長及び機能別団員」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「消防団員」の次に「（機能別団員の役職の者を除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 機能別団員の役職の者には、別表第 3 に掲げる消防団員証並びに同表に掲げる被服及びその付属品のうち、市長が指定するものを貸与する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

千葉県規則第13号

千葉県消防立入検査証規則の一部を改正する規則

千葉県消防立入検査証規則（昭和53年千葉県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」の次に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第83条第8項及び」を加える。

別記様式（裏）を次のように改める。

（裏）

本証は千葉県消防立入検査証規則第1条に規定する立入検査証である。

別記様式備考中「水色」を「桃色」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記様式により調製された立入検査証は、この規則による改正後の別記様式にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

千葉県規則第14号

千葉県消防局組織規則の一部を改正する規則

千葉県消防局組織規則（昭和62年千葉県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条予防部指導課の事務分掌中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）液化石油ガスの規制に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

千葉県規則第15号

千葉県消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年千葉県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第10号（裏）中「ただし、消防団員における傷病補償又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りではありません。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。